INFORMATION

お知らせ＆ご案内 2月

小型船舶所有者の皆様へ

平成19年3月から小型船舶の検査日が次のとおり変更になります。

「弓削・佐島」の方
…毎月第1木曜日のみ
「岩城島・生名島」の方
…毎月第3木曜日のみ

受検希望予定日の4日前までに申請書等を提出してください。

■問合せ先
日本小型船舶検査機構
尾道支部
TEL 0898-23-7250

今治法務局「知っ得情報」No.18

建物の床面積等の算入基準について

【問】最近新築した私の家には、天井の高さが1.4m（高低差なし）の屋根裏部屋がありますが、登記を申請する場合に階数や床面積に算入してもよいのでしょうか。

【答】不動産登記手続上は、天井の高さが1.5m未満の地階及び屋階等は階数に算入せず、また、床面積にも算入しないという取扱いです。従って、質問のあった屋根裏部屋は天井の高さが1.5m未満なので、登記を申請する場合には、階数や床面積に算入しないでください。

ただし、天井に高低差がある場合には、一室の一部の天井の高さが1.5m未満であっても、その部分も床面積に算入する取扱いになっていますのでご注意ください。

■問合せ先
松山地方法務局今治支局
TEL 0898-22-0855

男女雇用機会均等法が変わります！

職場に働く人が性別により差別されることなく、また、働く女性が母性を尊重されつつ、その能力を十分発揮することができる雇用環境の整備のために、性別による差別禁止の範囲の拡大、女性労働者の妊娠等を理由とする不利益取扱いの禁止等の内容を規定した改正男女雇用機会均等法が平成19年4月1日より施行されます。

①性別による差別禁止の範囲の拡大

男性に対する差別や間接差別の禁止

②妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止

妊娠・出産等を理由とすることのほか、均等法の母性健康管理措置や労働基準法の母性保護措置を受けたこと等を理由とする解雇、雇止め、退職勧奨、減給・賞与などの不利益な算定、不利益な配置変更等を禁止

③セクシャルハラスメント防止対策

男性も含めたセクシャルハラスメント防止対策を講ずることを義務化　ほか

改正男女雇用機会均等法、職場での男女均等取扱い、セクシャルハラスメント、育児・介護休業等に関するお問合せは、愛媛労働局雇用均等室へ。
TEL 089-935-5222

今治コンピュータカレッジ第19期生募集

■学科（全日制2年）
○デジタルメディア情報処理科
○情報ビジネス科

■募集定員
定員100名

■募集期間等
○特待生入学　三期
（受付）2月19日～3月13日
○推薦入学　三期
（受付）1月22日～2月13日
○一般入学　三期
（受付）2月5日～3月30日

■問合せ先
今治コンピュータカレッジ
TEL 0898-22-8000

【寄付（敬称略）】

12月31日までの受付

次の方に寄付をいただきました。紙上より厚くお礼申し上げます。

○川角　弘（金一封）
（一般行政のために）
○谷　一司（金一封）
○久保　幸子（金一封）
（老人福祉のために）

2月の潮汐表

日	潮	高潮 時刻	高潮 潮位	高潮 時刻	高潮 潮位	低潮 時刻	低潮 潮位	低潮 時刻	低潮 潮位
1(木)	中	11：11	347	22：46	286	4：29	5	17：23	99
2(金)	大	11：50	353	23：29	297	5：14	−3	18：01	87
3(土)	大	−	−	12：24	352	5：54	−4	18：34	78
4(日)	大	0：09	302	12：55	345	6：30	4	19：05	72
5(月)	大	0：45	303	13：23	333	7：03	19	19：34	71
6(火)	中	1：19	298	13：48	319	7：34	39	20：01	72
7(水)	中	1：53	289	14：12	302	8：03	63	20：29	75
8(木)	中	2：28	276	14：36	286	8：31	89	20：58	79
9(金)	小	3：08	262	15：00	269	9：01	116	21：31	85
10(土)	小	3：57	247	15：29	251	9：37	143	22：14	91
11(日)	小	5：10	235	16：10	234	10：30	169	23：17	96
12(月)	長	6：52	236	17：30	220	−	−	12：19	187
13(火)	若	8：24	254	19：17	219	0：46	93	14：42	179
14(水)	中	9：24	280	20：36	235	2：13	76	15：43	156
15(木)	中	10：07	307	21：35	261	3：17	51	16：22	130
16(金)	中	10：45	331	22：23	289	4：07	24	16：57	102
17(土)	大	11：20	349	23：07	316	4：50	2	17：30	76
18(日)	大	11：54	361	23：49	338	5：31	−13	18：03	52
19(月)	大	−	−	12：28	365	6：10	−18	18：37	33
20(火)	大	0：30	351	13：02	360	6：50	−12	19：12	21
21(水)	中	1：13	355	13：37	348	7：29	5	19：49	16
22(木)	中	1：58	347	14：13	329	8：11	33	20：30	19
23(金)	中	2：48	330	14：52	305	8：55	68	21：15	30
24(土)	小	3：46	307	15：37	278	9：47	106	22：10	46
25(日)	小	5：01	285	16：36	251	10：57	141	23：21	62
26(月)	小	6：37	275	18：03	233	−	−	12：45	160
27(火)	長	8：12	285	19：41	234	0：55	66	14：37	151
28(水)	若	9：22	305	20：58	251	2：24	55	15：43	129

※この潮汐表は、尾道港を基準港として計算した弓削港のものです。